

D 3 - 4 0

5 年 保 存 (常)
(令 和 8 年 12 月 31 日 まで)

F N . D 3 - 2 - 0

鹿 交 規 第 1 5 3 号

鹿 交 企 第 1 3 0 号

鹿 交 指 第 9 7 号

令 和 3 年 7 月 6 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

本 部 長

担当	都市・地方規制係	TEL	
----	----------	-----	--

大規模災害発生時における交通対策実施上の留意事項について(通達)

大規模災害発生時における交通対策実施上の留意事項については、「大規模災害発生時における交通対策実施上の留意事項について(通達)」(令和2年3月16日付け鹿交規第89号ほか。以下「旧通達」という。)により運用してきたところであるが、東九州自動車道の延伸に伴い、緊急交通路指定予定路線等を一部改定したことから、運用に誤りのないよう対応されたい。

なお、この通達は令和3年7月17日から施行し、旧通達は令和3年7月16日限りで廃止する。

記

1 緊急交通路指定予定路線について

緊急交通路の指定については、警察庁と調整の上、指定手続を行うこととなるが、緊急交通路指定予定路線は、被災箇所、道路の損壊状況等によって、他の幹線道路への変更があり得ることに十分留意すること。

2 大規模災害発生時における初動対策

(1) 交通情報の収集

発災直後から、可能な限り早期に幹線道路を中心として、災害の規模、被害状況等に加え、道路の損壊状況、交通状況等の交通情報について、道路管理者と連携の上、迅速かつ正確な情報収集に努めること。

(2) 緊急交通路指定予定路線等の確認

発災後、別表に示す「緊急交通路指定予定路線」及び「代替路予定路線」(以下「緊急交通路指定予定路線等」という。)を管轄する警察署においては、発災により指定が想定される区間について、橋梁部^{りょう}を中心に、通行に支障がないか優先的に確認して、その結果については交通規制課を経て速報すること。

なお、緊急交通路指定予定路線等に障害があり、緊急通行車両の通行に支障があると認められる場合は、道路管理者と連携の上、代替路の設定について調整を行うこと。

(3) 迂回路対策

緊急交通路指定予定路線等が緊急交通路として指定された場合、緊急通行車両以外の車両は同路線を通行できなくなることから、一般車両等が避難等に供する迂回路の設定・誘導については、道路管理者と共同点検を実施するなどして、危険箇所がないことを確認した上で行うこととし、必要に応じて交通要点に警察官等を配置すること。

なお、信号機の倒壊又は停電による滅灯等がある場合は、速やかにその状況を把握し、信号機電源付加装置若しくは発動発電機による電源の回復又は警察官等の配置若しくは警察署長の一時停止規制の実施等で対応すること。

(4) その他の路線に関する情報収集

緊急交通路指定予定路線等を管轄しない所属にあつては、幹線道路から順次、道路情報の収集に努め、管内の路線に関する通行の可否の情報を集約し、交通規制課を経て報告するとともに、関係機関との情報共有化を図ること。

緊急交通路指定予定路線等を管轄する所属にあつても、(2)の確認作業終了後は情報収集に努めること。

(5) 強制排除措置

ア 緊急交通路指定前

道路管理者は、災害が発生した場合において緊急通行車両の通行の妨害となり緊急の必要があると認められるときは、区間を指定して車両等の移動命令、移動命令に従わなかった場合の措置、やむを得ない場合の損壊や移動、保管場所の一時使用等の措置を執ることができる。

道路管理者が行うことのできる車両の移動等の作業は、道路管理者がその職員や委託業者に行わせることになるが、道路管理者から委任を受ければ警察官もこれを行うことができることから、道路管理者による移動措置を待ついとまがない場合等は積極的に委任（口頭によることも可）を受けて必要な対策を講ずること。

イ 緊急交通路指定後

災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第76条の3第1項の規定により、警察官は緊急交通路における車両等の移動命令及び同法第76条の3第2項の規定により、やむを得ない場合の車両の損壊や移動等の権限を有しているが、道路管理者が行う道路啓開と競合する場合は、道路管理者と調整してこれを行うこと。

また、警察官が自らこれらの措置を執ったときは、その措置の内容について交通規制課を通じて報告すること。

(6) 道路管理者から情報提供があつた場合の措置

道路管理者が車両の損壊、移動等を行った場合、道路管理者は当該区域を管轄する警察署長に情報提供を行うこととされているので、情報提供があつた場合は、事情を知らない車両等の占有者等からの問合せに備えるなど、適切に対応すること。

3 交通規制の実施

(1) 具体的規制の実施方法

災対法に基づく緊急交通路の指定に当たっては、同法施行令（昭和37年政令第288号）第32条第1項の規定により、同法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第5条に規定される標示（別紙参照）を設置して行うこととなる。

同標示については、緊急交通路の指定が想定される路線を管轄する所属に対し、既

に必要と認められる枚数の標示板を配分しているので、同標示の有効活用を図ること。

また、同緊急交通路の損壊による迂回路等が必要となった場合の標示については、別途、交通規制課と調整すること。

(2) 署長規制等の実施

災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施までの間、必要に応じて警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、迅速に緊急通行車両の通行路及び被災区域への車両の流入抑止を行うこと。

また、道路の損壊箇所等においても、同様に警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、交通の安全を確保すること。

署長規制を行う場合は、通常の手続により、関係所属保管の標識を設置して行うこととし、緊急を要するため標識を設置するいとまがないときは、標識を設置するまでの間、現場の警察官の指示により同規制を行うこと。

4 規制対象車両の考え方

交通規制実施に伴う規制対象車両については、交通規制課において警察庁と調整の上、次のとおり各局面ごとに決定することとする。

(1) 第一局面における規制対象車両

大規模災害発生直後を「第一局面」とし、同局面においては、緊急自動車を中心に人命救助、災害拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等を目的とする車両を優先する。

災対法第76条第1項の規定に基づき、原則として、緊急通行車両、自衛隊車両等であって特別の自動車番号標（ナンバープレート）を有しているもの並びに人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要なもの以外の車両について、緊急交通路の通行を禁止する。

なお、緊急通行車両・規制除外車両等の定義については、「緊急通行車両等の事前届出・確認手続等の事務処理要領について（通達）」（令和3年2月3日付け鹿交規第36号ほか）を参照すること。

(2) 第二局面における規制対象車両

第一局面以降、交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両も通行可能となった局面を「第二局面」とし、緊急交通路の交通量や道路状況、被災や復旧の状況、被災地のニーズ等を踏まえ、規制対象となる車両の見直しを行うこととする。

具体的には、タンクローリー、路線バス・高速バス、^{きゅう}霊柩車のほか、生活物資を輸送する車両等が挙げられる。

なお、規制除外車両の範囲については、全国斉一化を図る必要から、交通規制課において警察庁と調整の上、決定することとなり、見直しが行われた際は、逐次、指示することから、関係所属にあっては、取扱いに誤りがないよう所要の体制を確保すること。

5 報告

2に示すとおり、各幹線道路及び緊急交通路指定予定路線等の損壊状況、同路線周辺の交通状況、迂回路の設定状況、現場における交通規制の実施状況等については、随時、交通規制課を通じて速報すること。

6 広報

緊急交通路においては、全国からの緊急通行車両の流入が見込まれることから、全国斉一化された効果的な広報を行うことが重要となる。

したがって、交通規制開始日時、緊急交通路の範囲、確認標章の掲示のない車両の通行禁止等については、同趣旨を十分踏まえ、積極的かつ誤りのない広報を徹底すること。

また、前記広報に加え、道路の損壊状況、迂回路情報等についても積極的な広報に努め、交通規制に対する県民の理解を得るよう努めること。

7 広域緊急援助隊（交通部隊）への配慮

緊急交通路における一時的検問要員には、広域緊急援助隊員（交通部隊）の配置が予想されるが、同路線確保の実効を期すためには、同部隊が円滑に運用されることが重要となる。基本的に同部隊の運用は交通指導課が主体となって行うが、前記趣旨を十分理解し、現場における連携等が十分図られるよう配慮すること。

8 読み替え規定

大規模災害発生に伴う災害警備本部設置時には、この通達における「交通規制課」及び「交通指導課」と記載されている箇所をそれぞれ「災害警備本部交通規制班」、「災害警備本部交通対策班」と読み替えることとする。

緊急交通路指定予定路線一覧		
路線の種別	路線	区間
高規格幹線道路	九州縦貫自動車道鹿児島線	鹿児島IC～宮崎県境（えびの市）間
	東九州自動車道	隼人東IC～志布志IC間
	国道10号隼人道路	加治木IC～隼人東IC間
	国道3号南九州西回り自動車道	鹿児島IC～薩摩川内水引IC間
地域高規格道路	鹿屋串良インター線（県道552号線）	鹿屋串良JCT～東原IC間
	鹿屋環状線（県道550号線）	東原IC～笠之原IC間
主要地方道	指宿鹿児島インター線（県道17号線）	鹿児島IC～大迫交差点間

緊急交通路通行不能時の代替路予定路線一覧

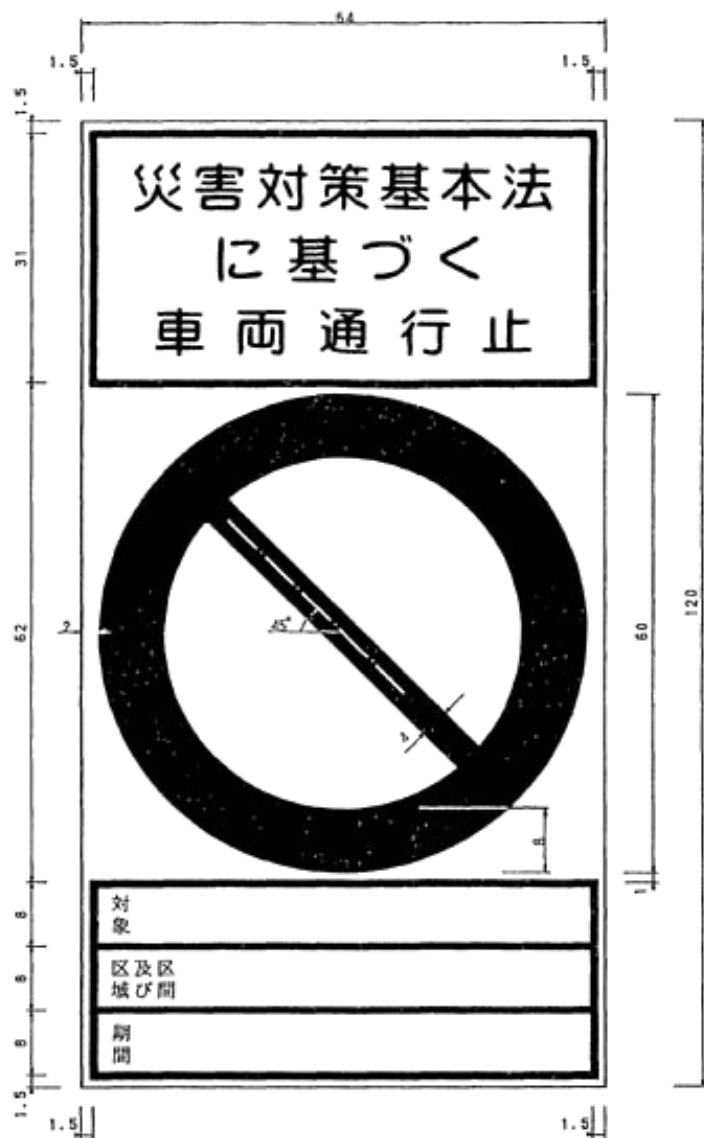
九州縦貫自動車道鹿児島線の代替路線		管轄署
県境～栗野IC間	国道268号（県境～栗野橋交差点）、県道栗野加治木線（栗野橋交差点～栗野IC入口）	伊佐湧水
栗野IC～横川IC間	県道栗野加治木線（栗野IC入口～横川IC入口）	伊佐湧水 霧島
横川IC～溝辺IC間	県道栗野加治木線（横川IC入口～竹子交差点）、国道504号（竹子交差点～溝辺IC入口）	霧島
溝辺IC～加治木JCT間	国道504号（溝辺IC入口～溝辺麓交差点）、県道隼人加治木線（溝辺麓交差点～小山田交差点）、県道栗野加治木線（小山田交差点～加治木IC入口）	霧島、始良
加治木JCT～桜島SIC間	国道10号BP（加治木JCT入口～運転試験場入口）、市道（運転試験場入口～桜島SIC入口）	始良
加治木JCT～始良IC間	国道10号（加治木JCT入口～重富郵便局前）、県道麓重富停車場線（重富郵便局前～始良IC入口）	始良
始良IC～薩摩吉田IC間	県道麓重富停車場線（始良IC入口～麓交差点）、県道鹿児島蒲生線（麓交差点～宮之浦交差点）、県道鹿児島吉田線（宮之浦交差点～薩摩吉田IC入口）	始良 鹿児島西
薩摩吉田ICから鹿児島市街	県道鹿児島吉田線（薩摩吉田IC入口～稲荷町）	鹿児島西 鹿児島中央
鹿児島北ICから鹿児島市街	国道3号（鹿児島北IC入口～平田橋交差点）	鹿児島西 鹿児島中央

隼人道路及び東九州自動車道の代替路線		管轄署
加治木JCT～隼人西IC間	県道栗野加治木線（加治木JCT～朝日町交差点）、国道10号（朝日町交差点～小浜交差点）、県道北永野田小浜線（小浜交差点～隼人西IC入口）	始良、霧島
隼人西IC～隼人東IC間	県道北永野田小浜線（隼人西IC入口～小浜交差点）、国道10号（小浜交差点～223号入口交差点）、県道隼人港線（223号入口交差点～隼人東IC入口）	霧島
隼人東IC～国分IC間	県道隼人港線（隼人東IC入口～223号入口交差点）、国道10号（223号入口交差点～国分IC入口）	霧島
国分IC～末吉財部IC間	国道10号（国分IC入口～曾於弥五郎IC入口）	霧島、曾於
末吉財部IC～志布志IC間	県道飯野松山都城線（都城志布志道路）（県境～有明北IC）、県道志布志福山線（都城志布志道路）（有明北IC～志布志IC）	曾於、志布志

南九州西回り自動車道の代替路線		管轄署
薩摩川内水引IC～薩摩川内高江IC間	国道3号（薩摩川内水引IC入口～川内駅入口）	薩摩川内
薩摩川内高江IC～薩摩川内都IC間	国道3号（川内駅入口～薩摩川内都IC入口）	薩摩川内
薩摩川内都IC～串木野IC間	国道3号（薩摩川内都IC入口～大原町交差点）、県道串木野樋脇線（大原町交差点～串木野IC入口）	薩摩川内 いちき串木野
串木野IC～市来IC間	県道串木野樋脇線（串木野IC入口～大原町交差点）、国道3号（大原町交差点～市来IC入口）	いちき串木野 日置
市来IC～美山IC間	国道3号（市来IC入口～美山入口）、県道鹿児島東市来線（美山入口～美山中央）、市道美山神之川線（美山中央～美山IC入口）	日置
美山IC～伊集院IC間	市道美山神之川線（美山IC入口～美山中央）、県道鹿児島東市来線（美山中央～中央通り北口）、県道徳重横井鹿児島線（中央通り北口～伊集院IC入口）	日置
伊集院IC～松元IC間	県道徳重横井鹿児島線（伊集院IC入口～チェスト館前交差点）、県道小山田谷山線（チェスト館前～松元IC入口）	日置 鹿児島西
松元IC～鹿児島西IC間	県道小山田谷山線（松元IC入口～仁田尾口交差点）、県道鹿児島東市来線（仁田尾口交差点～鹿児島西IC入口）	鹿児島西
鹿児島西IC～鹿児島IC間	なし	

指宿鹿児島インター線の代替路線		管轄
鹿児島IC～谷山IC間	なし	鹿児島南
谷山IC～錫山IC間	県道鹿児島加世田線（谷山IC入口～錫山バイパス入口）	鹿児島南
錫山IC～川辺IC間	県道鹿児島川辺線（錫山バイパス入口～南九州川辺ダムIC）	鹿児島南 南九州
川辺IC～知覧IC間	県道鹿児島川辺線（南薩縦貫道）（南九州川辺ダムIC～南九州川辺IC）	南九州
知覧IC～頼娃IC間	県道頼娃川辺線（南薩縦貫道）（南九州川辺IC～塗木交差点）	南九州
頼娃IC～県道17号起点	なし	

※ 上記路線は、あくまでも候補路線であり、状況に応じて他の路線を指定することもあり得るので留意すること。



- 備考 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。